平成18年5月22日

各　位

会 社 名　株式会社ＬＴＴバイオファーマ
代表者名　代表取締役社長　　稲垣　哲也
（コード番号：4566）
問合せ先　取締役経営管理本部長　仲田　博人
（ TEL. 03-5733-7391）

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は平成18年5月19日の取締役会において、会社法第362条および会社法施行規則第100条の規定に基づき、内部統制システム整備の基本方針について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

１．取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令と社会倫理の遵守からなるコンプライアンスを経営の基本方針とする。

コンプライアンス体制の整備・強化の推進については、コンプライアンス規程を制定し、取締役および使用人が、それぞれの立場でコンプライアンスの考え方をもって業務運営にあたるよう、教育・指導する。

また、新規薬剤および治療技術の研究開発を行うにあたり、安全管理および倫理的観点から審査と評価を行うため、外部の委員を含めた５名以上で構成される倫理委員会を設置する。

取締役および使用人は、社内において法令違反が行われ、または行われるおそれがあるときは、総務・人事部長に通報（匿名も可）する。当社は、通報内容を秘守し、通報者に対して、不利益な扱いを行わない。

２．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、関連規程に基づいてリスク管理を行い、リスクの軽減に積極的に取り組むものとし、監査室は、定期的に各部門におけるリスク管理状況を監査し、社長に報告する。

また、有事においては、経営危機管理規程に従い、代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部が会社全体を統括して危機管理にあたることとする。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月１回開催するほか必要に応じて適宜開催し、重要事項の決定、ならびに研究・開発や業務執行の報告を行う。取締役会での決定事項を迅速に執行し、経営効率を向上させるため、取締役および各部部長が出席する経営会議を原則として毎週１回開催する。

また、研究・開発を円滑、的確、効率的に遂行するために、関係取締役ならびに関係部門の次長以上が出席する研究開発会議を毎月１回以上開催し、研究・開発業務の実施について協議

を行う。

取締役会は、当社の企業理念に則り、中期経営計画および年次予算を決定し、代表取締役社長以下各取締役はその目標達成に向けて職務を遂行し、その進捗状況を取締役会において定期的に報告する。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令および取締役会規程、経営管理規程、研究開発会議規程、稟議規程、および文章管理規程等に基づき、文書等の記録・保存・管理を行う。

5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程に基づいて子会社を管理・統括する。また、コンプライアンス規程を子会社を含む当社グループ共通の規程とし、相談・通報体制の範囲を当社グループ全体とし、コンプライアンス上の課題の把握および問題の解決に努める。

子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、経営計画に基づいた施策と業務遂行およびコンプライアンス体制の構築に努め、その事業内容や管理体制の進捗状況を取締役会において報告する。

監査室は、定期的または臨時に内部監査を実施し、その監査結果を取締役会において報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役が使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役の業務を補助するための使用人を置くこととする。

７．前号の使用人の取締役からの独立に関する事項

前号の使用人の独立性を確保するため、その任命、異動、評価等の人事についての決定は、監査役会の同意を必要とする。

8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、監査役に当社グループの業務執行状況を定期的に報告する。また、当社グループの経営に著しい影響を及ぼすおそれのある事項、重大な法令や定款の違反行為、その他重要事項があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。

また、常勤監査役は、重要な案件の意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、稟議書等業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、当社の会計監査人からは会計監査内容について、当社監査室からは業務監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

監査役は、代表取締役と定期的に意見交換会を開催する。

以　　上